

太田税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、是非ご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られている、長時間お待ちいただく場合があります。

- 会場 太田税務署
- 期間 2月18日(月)から3月15日(金)まで ※土・日曜日、祝日を除きます。
※2月15日(金)までは、確定申告会場は開設していません。
- 時間 相談受付：午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)
相談開始：午前9時から

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。

なお、検算を希望される方も、ご自身でパソコンを操作し確認していただきます。

【閉庁日対応について】

太田税務署では、今年の確定申告期間中、水戸税務署及び日立税務署と合同で、下記のとおり確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

- 期日 2月24日(日)及び3月3日(日)
- 会場 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- 時間 相談受付：午前9時から午後4時まで
※この2日間は中央ビル以外での業務は行っていませんので、ご注意願います。
※当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。
※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【配偶者控除・配偶者特別控除の改正について】

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

1. 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合は38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合は26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合は13万円(16万円)とされました(※)。

※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいいます)の場合となります。

2. 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサー No.1195」を御覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。